

大学院の審査の観点について

大学院（専門職大学院を除く。）の審査においては、大学院共通の目的及び各課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>1 - 1 大学院の目的</p> <p>(1) 人材養成に係る目的の明確化 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>(2) 大学院の課程の目的との整合性 教育研究の理念は、明確となっているか。また、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮されているか。 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。 【大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」 【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」 【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」</p> <p>1 - 2 基本組織 研究科・専攻は、大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有しているか。 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。</p>	<p>院1の2</p> <p>法65 院3,4,11</p> <p>院5～7の3</p>
<p>2. 名称 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。 学位に付記する名称は、適切な専攻分野の名称となっているか。 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>院22の4 学位規則10</p>
<p>3. 教育課程</p> <p>3 - 1 入学者選抜 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確とし、選抜の方法等に適切に反映しているか。 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。</p> <p>3 - 2 教育課程</p> <p>(1) 学部教育・課程間の接続 アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育（学部教育又は修士課程教育）との接続を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>(2) 人材養成の目的に沿った編成 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、教育上の目的を達成す</p>	<p>院3</p> <p>院11（改）</p>

<p>るために必要な授業科目を自ら開設しているか。 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。</p>	
<p>(3) 大学院の課程の目的に沿った編成 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。 【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」 【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」</p>	<p>法65 院3,4,11</p>
<p>(4) 履修モデル・コースワーク 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。</p>	
<p>(5) 通信教育課程 通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。</p>	<p>院26</p>
<p>3 - 3 教育方法等</p>	
<p>(1) 教育プロセスの明確化 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスは、明確になっているか。 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。</p>	
<p>(2) 授業の方法・単位 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。</p>	<p>設21,25 メディア告示</p>
<p>(3) 成績評価基準等の明示等 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。</p>	<p>院14の2</p>
<p>(4) 授業日数・授業期間 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。</p>	<p>設22,23</p>
<p>(5) 単位互換・既修得単位の認定 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲としているか。 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲としているか。</p>	<p>設28,30 院15</p>
<p>(6) 夜間大学院・昼夜開講制 夜間大学院を置く大学、昼夜開講制を実施する大学において、学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、事務処理体制は適切であるか。 夜間大学院を置く大学、昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館等</p>	<p>設36</p>

<p>の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっているか。</p> <p>(7) 学外実習 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p> <p>(8) 通信教育課程 通信教育を行う場合、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けているか。</p> <p>3 - 4 社会のニーズとのマッチング 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。</p> <p>3 - 5 修了要件等</p> <p>(1) 修了要件 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p> <p>(2) 学位授与プロセスの透明性の確保 博士の学位を授与したときは、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨は公表する仕組みとなっているか。</p>	<p>院30</p> <p>院16, 17</p> <p>学位規則8</p>
<p>4 . 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制 研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれているか。また、それらの教員のうち大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、規定数置いているか。 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることないよう配慮されているか。</p> <p>(2) 専任教員 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。 科目等履修生その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 2以上の校地において教育を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。</p>	<p>院8,9 告示</p> <p>設7 (改), 12, 31 (改)</p>
<p>5 . 施設・設備等</p> <p>5 - 1 施設・設備 教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。 専任教員に対して研究室が備えられているか。 研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。) 研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p>	<p>院19(改), 20, 21, 22の2(改), 22の3</p>

<p>2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備が設けられているか。</p> <p>大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。</p> <p>5 - 2 校地・校舎</p> <p>大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。</p>	院24
<p>6 . その他</p> <p>6 - 1 F D</p> <p>授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6 - 2 自己点検・評価</p> <p>教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>6 - 3 情報提供</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。</p>	<p>院14の3</p> <p>法69の3</p> <p>設2</p>

「参照条文」欄の略称について

- 法 ……学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 ……学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 ……大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 ……平成13年文部科学省告示第51号
- 院 ……大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- 告示 ……平成11年文部省告示第175号